

○平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十七号）の施行に伴い、並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第三項及び第五項の規定に基づき、平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百二十四号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣 林 芳正

一 面積単価

生産条件不利補正対象農産物の種類	面積単価
麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれい しよ及び菜種	一〇アール当たり二〇、〇〇〇円
そば	一〇アール当たり一三、〇〇〇円

二 数量単価

麦					種類	生産条件不利補 正対象農産物の 品質区分
非パン・中 華麵用品種 の小麦					品質区分	数量単価
一等						
二等						
A区分	D区分	C区分	B区分	A区分		
六〇キログラム当たり五、五三〇円	六〇キログラム当たり五、九八〇円	六〇キログラム当たり六、〇四〇円	六〇キログラム当たり六、一九〇円	六〇キログラム当たり六、六九〇円		

パン・中華 麵用品種の				小麦				二条大麦				
一等				二等				一等				
B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分
五〇キログラム当たり五、一〇〇円	五〇キログラム当たり五、五二〇円	六〇キログラム当たり七、一二〇円	六〇キログラム当たり七、一八〇円	六〇キログラム当たり七、三三〇円	六〇キログラム当たり七、八三〇円	六〇キログラム当たり八、二八〇円	六〇キログラム当たり八、三四〇円	六〇キログラム当たり八、四九〇円	六〇キログラム当たり八、九九〇円	六〇キログラム当たり四、八二〇円	六〇キログラム当たり四、八八〇円	六〇キログラム当たり五、〇三〇円

六条大麦												
二等			一等				二等					
C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分
五〇キログラム当たり四、四三〇円	五〇キログラム当たり四、五五〇円	五〇キログラム当たり四、九七〇円	五〇キログラム当たり五、四〇〇円	五〇キログラム当たり五、四五〇円	五〇キログラム当たり五、五八〇円	五〇キログラム当たり六、〇〇〇円	五〇キログラム当たり四、〇六〇円	五〇キログラム当たり四、一一〇円	五〇キログラム当たり四、二四〇円	五〇キログラム当たり四、六六〇円	五〇キログラム当たり四、九三〇円	五〇キログラム当たり四、九八〇円

大豆												
特定加工用大豆	普通大豆三等	普通大豆二等	普通大豆一等	はだか麦								
				二等				一等				
				D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分
六〇キログラム当たり七、八九〇円	六〇キログラム当たり八、五七〇円	六〇キログラム当たり九、二五〇円	六〇キログラム当たり九、九四〇円	六〇キログラム当たり六、三一〇円	六〇キログラム当たり六、三九〇円	六〇キログラム当たり六、五四〇円	六〇キログラム当たり七、〇四〇円	六〇キログラム当たり七、八七〇円	六〇キログラム当たり七、九六〇円	六〇キログラム当たり八、一一〇円	六〇キログラム当たり八、六一〇円	五〇キログラム当たり四、三八〇円

菜種	そば		トを超えるでん粉の製造の用に供するばれいしょ	一パーセント上回るごとに六四円を右欄に定める数量単価に加えた額
	加算対象区分	二等	一等	四五キログラム当たり一七、四七〇円
	加算対象区分	加算対象区分	二等	四五キログラム当たり一五、三六〇円
	加算対象区分	加算対象区分	二等	四五キログラム当たり一五、三六〇円

備考

この表における品質区分は、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条の農林水産大臣が定める規格及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）で定める規格によって示される品質の区分とする。

（一部改正 平成二十九年一月十一日農林水産省告示第四十四号）

附 則（平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号）

この告示による改正後の平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百二十四号の規定は、平成二十七年度

の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号の交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年一月十一日農林水産省告示第四十四号）

この告示による改正後の平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号の規定は、平成二十九年年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号の交付金（以下「交付金」という。）から適用し、平成二十八年度以前の年度の予算に係る交付金については、なお従前の例による。